

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討 第4回有識者会議【第2部】

日時：令和6年9月3日（火）

15：00～16：20

場所：新町キューブ3階会議室

<第2部 再生可能エネルギーに係る新税について>

（司会）

それでは、お時間となりましたので、ただ今から「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討第4回有識者会議 第2部」を開会いたします。

はじめに、宮下知事から御挨拶申し上げます。

（宮下知事）

皆様、第1部での御議論、ありがとうございました。

今、第1部の概要を見させていただいております。今日、会議の前に私が言ったことを、そのまま皆様から指摘していただいております。ゾーニングについても、明確に区域設定できる部分とそうではない部分があるので、その辺りをガイドラインでうまくやらなければいけません。事務局とそのような話をしていました。

もう1点は、共生区域の創設に関して、温対法や農山漁村再エネ法等に限らず、条例自体でも分かりやすい形で共生区域を設定できるようにした方がいいのではないか、という話もしました。

また、合意形成のプロセスも極めてシンプルに分かりやすい形にした方がいいのではないかと話していました。

今日、皆様からそのような御意見が出たようですので、しっかりと議論に反映できるようにしていきたいと考えております。

これまで議論していただいた経過から見ても、完成度が高くなってきていると考えております。完成に向けて、今後とも皆様の御協力をお願い申し上げます。

第2部は、税の取扱いを皆様にお示しし、内容を精査していきたいと考えています。共生制度を完成させるためには、税も含めて具体的な制度運用を考える必要があると考えています。

税は事業者など関係者の多い分野でもありますので、今日は非公開としています。数字が先行してしまうと、そればかりに議論が集中するものですから、そのようなことにならないようにしたいと考えました。制度の建付けや、そもそもこの共生制度に馴染むものなのかどうか、という観点で、法的・実務的に論点を整理していただければと思っておりますので、

よろしくお願いいたします。

私は、残念ながら今日は会議の第1部に出席できなかったところですが、次回は全て出席できるよう、日程を取りたいと思います。

皆様、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

ここからは、非公開での会議となりますので、報道機関の皆様には、誠に申し訳ありませんが、御退席くださるようお願いいたします。

<報道機関退出>

それでは、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行につきましては、本田議長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

(本田議長)

ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして、議事の方、進めさせていただきます。

はじめに、事務局より議事(5)、「再生可能エネルギーに係る新税について」御説明をお願いいたします。

(事務局)

財務部次長の檜山でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様には現時点での課税素案をお示しさせていただきますが、先ほど知事からも御説明がありまして、まだ成熟しておりません条例でございますので、本会議につきましては、非公開で行うことにつきまして、御理解くださるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、資料5、再生可能エネルギーに係る新税について、ここからは、着座にて御説明させていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。

まず、なぜ再エネ新税を創設する必要があるのか、でございます。

前回御説明いたしましたとおり、税を課すにあたりましては、その趣旨や目的が非常に重要となります。県といたしましては、新税を課税する意味合いとして、共生条例と一体となつて、その政策効果を高めるため、税制を活用することを考えております。

その理由といたしましては、まず、本県が目指す姿は、自然環境をしっかりと保全した上で、地域の合意が得られた再エネ事業が展開され、地域の活性化と持続的発展につなげていくことでございます。

そのためには、今、議論されている共生条例によるゾーニングや合意形成プロセスが将来にわたって着実に維持されていかなければなりません。

また、再エネ事業と地域が共に歩んでいけるよう、県民の理解促進と自然・地域との共生を図っていく必要がございます。

一方で、既に農山漁村再エネ法により、地域の合意形成が図られ、自主的に地域貢献に取り組んでいる事例もございます。

以上の点を踏まえ、単に財源調達機能を求めるのではなく、共生条例と一体となって、その政策効果・実効性を高めるための手法として、税を活用するものでございます。

続いて、2ページを御覧ください。

税制度の骨子でございます。

新税は、共生条例と一体となって税を活用するものでございますので、対象となる再エネ種別や規模は、共生条例と同様としております。

課税客体と納税義務者につきましては、再エネ発電設備の所有に対し、設備の所有者に課税いたします。

課税標準につきましては、一定で客観的な指標であることが望ましいこと、自然への影響等は、発電設備の規模が大きく影響すると考えられることから、発電所の出力としております。

続いて、3ページを御覧ください。

ゾーニングとの関係性でございます。

資料では、A案とB案の2案を記載しておりますが、その違いは、共生区域を非課税とするか軽課、わずかでも課税するかでございます。

まず、調整地域につきましては、標準税率といたしまして、ここがベースとなります。

保全地域と保護地域については、自然環境等、未来に引き継ぐべき地域であり、原則として、再生可能エネルギー事業を計画できない地域であることから、重課として、標準税率よりも高い税率を設定します。

調整地域または保全地域のうち、地域との合意形成がなされ、共生区域となった場合には、いずれも非課税または軽課といたします。

A案とB案のメリットとデメリットでございますが、A案につきましては、共生区域を非課税とすることにより、税による共生区域への誘導効果が期待できること、また、既に行われている地域貢献の枠組みや既存事業への配慮がなされることがメリットとなります。

一方、B案につきましては、共生区域にも課税することで、既に行われている地域貢献の枠組みに影響を及ぼす可能性がデメリットとして考えられます。

共生条例と一体となって、その政策効果を高めるといふ新税の趣旨を踏まえますと、県といたしましては、A案が望ましいと考えております。

続いて、4ページを御覧ください。

税率、負担水準でございます。

税の負担水準につきましては、新税の大きな論点であると認識しております。このため、負担水準につきましては、慎重に判断していただく必要がございます。

基本的には、F I T価格に基づく営業利益に着目して負担水準を設定しております。

具体の負担水準につきましては、共生区域に相当する、農山漁村再エネ法の設備整備区域におきまして、現在、本県で行われている地域貢献の取組例を参考といたしまして、売電収入の1%程度をベースとしております。

直近の2025年度のF I T価格等をもとに、売電収入、営業利益を推計しますと、売電収入の1%程度は、陸上風力では営業利益の概ね3.2%程度、太陽光では概ね6.6%程度となります。

この営業利益、陸上風力3.2%、太陽光6.6%を基準として、標準税率を設定いたします。

資料の5ページを御覧ください。

A案の場合ですが、調整地域は、共生区域と差別化を図る必要があることから、負担水準を若干上乘せしまして、陸上風力では営業利益の4%、太陽光では営業利益の7%としております。これを税率に換算しますと、陸上風力では1キロワット当たり400円、太陽光では1キロワット当たり140円とします。

B案の場合、調整地域は、A案と同額としまして、共生区域のみ軽減することとしております。

税率の軽減幅につきましては、法定税である自動車税種別割のグリーン化特例の軽減幅を参考にしまして、概ね75%軽減として、標準税率の4分の1程度の税率を設定しております。

その結果、B案における共生区域の税率は、陸上風力100円、太陽光40円としております。

保全地域と保護地域は、原則として、再生可能エネルギー事業を計画できない地域であることから、宮城県の法定外税の税率設定の負担水準と同程度の負担水準となる、営業利益の20%を想定しまして、税率は陸上風力1,990円、太陽光410円としております。

続きまして、資料の6ページの説明は省略させていただきます、7ページを御覧ください。

既存事業の取扱いでございます。

前回の会議でもお示ししたとおり、税負担の公平性が求められることなどから、既存事業も原則として課税対象に含めることとしております。

ただし、調整地域、または保全地域における既存事業が共生条例の枠組みの中で共生区域における事業と認定された場合は、非課税、または軽減することとしております。

このため、既存事業が共生区域への移行に必要なための周知・準備期間を設けることとしております。

続きまして、資料8ページを御覧ください。

参考として、一定の仮定のもとで年間の平均税収を試算したものでございます。

税込見込額は、上段に記載した額につきましては、A案、B案ともに周知準備期間を3年間と仮定し、その3年間に既存事業の全てが共生区域へ移行すると仮定した場合の税込でございます。

A案につきましては、既存事業を含む全ての事業が共生区域になれば、税込は0円。

B案につきましては、共生区域であっても課税が発生しますので、税込は年間約1億5千万円となります。

続きまして、9ページを御覧ください。

税込の用途でございます。

用途につきましては、再生可能エネルギーに係る県民の理解促進と自然・地域との共生のための諸施策を想定しております。

具体的には、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度の推進、自然環境、景観、歴史・文化等の保全、再生可能エネルギーの普及促進といった施策を想定しております。

以上が新税の課税素案でございます。

最後に資料10ページを御覧ください。

今後、委員の皆様からの御意見を踏まえながら、税の制度設計をして参りたいと考えておりますが、その中でも、特に意見を伺いたい事項がございます。

具体的には、税率設定の考え方の妥当性、既存事業・施設の取扱い、課税標準の妥当性などでございます。

以上を中心にそれぞれの立場からの御意見や今後の検討にあたって留意すべきことなどがありましたらお話いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、次の意見交換に入りたいと思います。

まずは、今回から御参加いただいた税の専門家である青木委員、それから金子委員からの御意見を頂戴したいと思います。

青木委員の方からお願いできますでしょうか。

(青木委員)

僭越ながら、それではお話をさせていただきます。

第4回からということなので、途中からで大変申し訳ありません。事情がよく分かっているかどうか不安があります。

今、税についてざっくりと全体のお問合せをいただいておりますので、どこまで具体的にお話できるかという不安なところはありますので、後で御質問いただければと思います。

その上で、このような地方の独自課税については、20年前に東京都で携わって以来、5

つか6つ、独自課税に関わってきております。

森林環境税等々作ってきましたが、今も実は複数のコンサルティングを御依頼いただいています。その経験を通して、まずは大事なところは何かというと、課税の根拠は何でしょうということになります。

御説明の冒頭で1ページのところに書かれていますが、この部分、はっきりと書ききれないと言いますか、一言で言いますと、昔からこのような考え方は、税としてあり得ることはあり得ます。このような税は、いわゆる追い出し税という名前を付けておりましたが、あまり望ましくないものを自治体から追い出したい、あるいは特定の地域に誘導したいというような考え方で、元々、地方税の事業所税で使っていたわけです。

はっきり言うと、やりにくいということになります。ざっくりと、税金としてのイメージを持っていただければと思います。何か事業者に対して情報を伝えたい、追い出したいという場合に、増税で規制をかけるということが一番効くことになります。

今回もいろいろと事前に御相談にのせていただいていますので、なかなか法律的、条例的にも不備がある、難しいところもあるということで、先ほど、知事からも御発言がありましたが、この計画に使うという意味では、あり得ると思います。

位置づけとすると、共生の規制をしっかりとした上で税金を使っていくという意味で、あくまでも経済的な負担を課すことによって誘導するだけの効果しかありません。例えば、今、オーバーツーリズム対策を散々ニュースでは言いますが、そんなことをやるためには、とんでもない高い税金をかけないといけないことになります。後でまた税率の話をさせていただきますが、今回も税率が高ければ高いほど、当然、効果は高いです。

ただし、これに対して事業者の反対は強くなります。それと同時に総務省も住民の負担が過重にならないようにしてくださいと言っていると思います。

税率、課税標準、その他、論点として提示されていますが、最初に申し上げたように何のための税金なのですか？というところからぶれると、どうしてもメディアの方もそうですし、事業者の方もそうですし、反発、反対、突っ込んでくるということになりますので、できるだけぶれないようにしたいということになります。

この考え方からすると、ある程度、きちんと誘導ができて、望ましくない地域には立地させないようにしようということが1つの目的になるわけですから、この目的にぶれないような税率の設定と課税標準の設定をしていかないといけないということになると思います。

今も申し上げましたが、税率について、売電収入の1%を目安ということで設定されていて、これをどうするのか。あるいは、申し上げたように、税率が高ければ高いほど誘導効果はあります。

ただし、高くすると総務省、事業者から反発や反対されることになりますので、これをどのようにバランスをとるかということ。宮城県が前例を作っているから、一番安全運転をされるのであれば、そこに横並びにしてしまうというのが一番安全運転ではありません。

ただし、当然、自治体の事情もあります。宮城県ではこうだ、青森県ではこうだということはありませんので、既に立地しているものについて課税するののかという論点の2つ目が出されていましたが、宮城県と違って、既にあるものに対して課税をするということは、今、申し上げたような課税の根拠からするとぶれないので、いいとは思いますが。ただし、事業者にとっては、移転のためのコストもかかっているものを動かさないといけないということになると、相当に反発が出るし、場合によっては、法的にどうなのだろうというところが問題にされると思います。

政策からすれば、論点の2つ目、既存事業も入れることは、私は賛成でございます。

3つ目の論点、課税標準の妥当性というところについてですが、最初に言ったように、課税の目的、あるいは課税の根拠が、地域的なエリアの誘導、あるいは追い出しというところにあるとすると、それに該当するようなものを課税標準、それと整合するようなものを課税標準にするということが望ましいということになります。

何が課税標準として相応しいのかというと、地域、メディア、あるいは自然に対する影響力、あるいは悪影響に比例をさせて課税をするということが、一番ロジカルに適合する課税標準になります。

ただし、これをやるのが非常に難しいので、このままいってもいいところですが、課税標準の妥当性、本当で言えば出力プラスアルファの自然への影響なり、環境への影響なりというものが少しプラスアルファできると、より良いものになると思っております。

また、論点にはありませんが、4点目として、税収の使途です。新聞などでは、よく目的税、普通税という言い方をしていますが、普通税が普通で、目的税は、税金として例外と考えていただいて構いません。実をいうと、25年前まで、地方の法定外税には目的税はありませんでした。当時、私は、地方分権推進委員会に関わっていましたが、そこで出来上がったものが目的税です。従って、使途について、どのように使うという説明がありましたが、あまり重要ではないと考えていただいて構いません。特に今回の場合は、政策の効果が税収ゼロということですので、あくまでも政策目的を達成するための経済的な負担をかけるという位置付けがよろしいと思います。そうすると当然、普通税になると思います。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、よろしかったら、引き続いて、金子委員の方からよろしいでしょうか。

(金子委員)

金子です。租税法と企業会計の方を専門としております。その観点から申し上げたいと思います。

まず、そもそもですけれども、租税は一般的に行政がかかわる事業を国民が利用する、いわば会費的ものとして定義されております。法の負担に基づき公平な課税が求められており

ます。

地方税についても同様ですが、応益負担のきらいが強いものと思われます。

その意味で、自然資源を活用し、収益を上げている事業者に自然環境等の改善に係る費用を負担してもらうことが、応益性にかなうものと言えらると思ひます。

資料にござひますB案は、どちらかというといふく浅くという租税一般に基づく課税方法かと思ひます。

これに対し、A案の方は、経済的誘因を意図した政策税制といふことができるかと思ひます。

今、政策税制と申し上げましたが、租税法は、税収を確保するほかに、経済政策を実現する手段としても大いに活用されています。景気刺激策として、住宅ローン減税は周知のとおりです。また、環境政策として、エコカー減税もあります。政策実現手段として、そういう地方税もありといふらると思ひます。

ところで、本案についてですが、宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税を参照してらると思ひます。

本年8月21日の河北新報の記事によれば、同県の白石市における東北電力系の合同会社が行う風力発電に対して、子育て支援等の地域支援策が評価され、非課税の認定第一号になつたとの報道がござひます。共生条例と一体となつて政策効果、実効性を高める手段として有効性がまさに実証されているものといふらるすることができます。

従ひまして、本県、特にA案につきましても、事業活動への負担が極めて低いこと、適地に誘導するための政策税制であるといふことを踏まえ、本県の地域の自然環境の共生に概ね有効な新税であるといふらると思ひました。

また、税率についてですが、これは、宮城県と違ひまして、宮城県の方は課税するかしないか、二者択一だと思ひますが、本県の案の場合には調整地域に対して、標準税率としており、売電収入の1%としています。匙加減が難しいところかと思ひますが、これは、今後の議論の余地があるところだと思ひます。標準税率と重課の二本立てになつてらるといふらることで、重課は、概ね宮城県の先行事例を基にした税率かと思ひます。

また、既存事業等の取扱いについてですが、宮城県の条例を整理しますと、既存事業は、適用除外となつてらる。本県では、一定の経過措置を設けて、共生区域、あるいは地域との合意形成を促す、導く、既存事業でも良い方向に持つていくといふ工夫が施されているので、宮城県と違ひらると思ひます。

また、課税標準の妥当性は、宮城県も発電出力を課税標準としてらる。自然環境への影響を考へますと、発電出力、能力、規模によることが課税標準としては妥当と思ひます。

それ以外に売電収入といふ考へ方もあると思ひますが、同じ地方税である事業税が売電収入に対して0.75%であり、課税標準を同じくすると、ちよつとよくないといふらることで、結果的に課税標準が違へば、いわゆる二重課税的なものにはならないと考へておひます。

簡単ではござひますが、私の方からは以上でござひます。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、先ほどの委員方のお話にも、何か頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。知事をお願いします。

(宮下知事)

1点、質問したいのですが、青木委員と金子委員で、若干ニュアンスが違ったと思っています。出力に課税することは、二重課税の観点から問題ないのではないかということでした。

一方で、本来であれば、環境への負荷というところをどのように評価して、それを課税標準にするのかということが大事だということをおっしゃっていただきました。

それを聞いていて、出力そのものが環境への負荷と考えられないかと考えました。

つまり、出力が大きければ大きいほど、太陽光発電であれば、おそらく面的な広がりが出る。風力であれば、高さが出る。ある意味、工事の期間からメンテナンスの期間まで、立っている期間を含めて、それこそが環境への負荷だと考えられるのではないかと思うのですが、その点については、どうでしょうか。

これは、青木委員にお伺いします。

(青木委員)

ありがとうございます。

まさに、そちらの方向に話を進められないかと思っていたところで、今の知事の御発言の中での的確なところをおっしゃっていただけたと思います。

少なくとも、そのような説明になると思います。

もう1つ言いますと、前提条件として、知事の御質問にあったような出力＝自然環境への負荷的なものが、証明まではいきませんが、今後説明するデータの的なものがあるのであれば、最善なようには思います。

データがないとしても、面積なのか、あるいは、高さなのか、いろいろなものがその自然環境の負荷に比例的に作用するという事は、それほど異論が出ないと思いますので、説明する上で、そここのところを全て御説明いただく、あるいは原案をリリースされる時に、なぜ出力に課税するのかというところの説明として、その分野で比例するので課税しますと言っておくことがいいと思います。

そのために、先ほどお話をしたように自然環境への負荷が課税に反映しないと、税金の目的からブレますねという話をさせていただいたので、そこが補強されるのであれば、かなり響いてくると思いますので、私は、今のデータのものを是非探していただきたいと思いません。

以上です。

(宮下知事)

ありがとうございました。

(本田議長)

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

(錦澤委員)

今の知事の御発言と関係しますが、私の理解する環境影響評価自体が、いわゆる事業特性、規模の大きさによって環境影響評価手続をするかしないかということになっているので、基本は、事業特性で、事業の規模に応じて考えていくことになると思います。

ただ、再エネに関しては、事業特性だけではなくて、立地が非常に大事であると言われてます。特に規制がかからないような場所に、想定されていなかったような場所に立地した場合です。そのため、立地をきちんと考えていきたいと思いますというところで、環境影響評価だけでは対応しきれないので、ゾーニングで立地場所を検討していきたいと思いますというところになります。

今回の課税に関しては、いわゆる共生条例でゾーニングの立地ごとの仕分けをしていますが、かつそれを反映させる形で、プラス合意形成という要素もありますが、重くしたりとか、標準というものを考えているので、青木委員が言われた出力と環境影響という意味では、ゾーニングで重くするかどうかというところで、ある程度は反映されていると理解をしています。

(佐々木委員)

関連して、ゾーニングでは、自然保護の観点からゾーニングされていますが、元々、共生条例の趣旨としては、景観、歴史、文化を守るという意義がありまして、無形の分野だから数値化することはなかなか難しいところだと思いますが、再エネ施設が建つと、そういうものにもマイナス影響を及ぼすということは、やはり理論的には入っていくのではないかと思います。

(本田議長)

大久保委員、どうぞ。

(大久保委員)

ありがとうございます。

まず、先ほどの第1部で合意形成の議論の後にその他のところの議論があるかと思っていました。実効性担保等申し上げた方がいいと思うところがあったので、時間があつたらま

た後で発言させていただければと思います。

税のことにしましては、お二人の御専門の方のお話は、政策効果をどう見るかで、御意見の違いがあったように、私は伺いました。政策効果という観点から、税の専門家の方から論点を明確におっしゃっていただきましたので、政策効果に合致するののかという観点から、私は、2点申し上げたいと思います。

1点は、既存業者の取扱いの中で、既存業者がいる場所が後から共生区域になるかのような記載があるわけですが、今回の条例の趣旨は、あくまでも事業について合意形成と環境配慮を図るという事前手続です。それが、後から合意形成手続が踏まれて、共生区域になるということは、論理矛盾であって、合意形成手続を飛ばして行ったことを後から取り戻すということとはできない。一般的な行政法の考え方として、既存事業を今回のようなコンセプトに基づく共生区域に後から指定することは、コンセプトとして合わないのでやめた方がいいと思います。

他方、既存業者に対する取扱いをどうするのかという問題があって、経過措置でやるという方法と、それから先ほどお二人とも、税の専門立場から既存事業者にもかける方が良くということでしたが、共生区域に後からは認めないとした場合に、通常の事業と違って、FIT事業であるというところで何か通常の事業と違いが出てくるかどうかということの御意見をお伺いできればと思います。それが1点です。

それからもう1点は、誘導効果に関することですが、共生区域については、A案では課税しない、B案では軽課にするということですが、調整地域から共生区域に移行する場合との比較といたしまして、保全地域から共生区域に移行する場合、保全区域は、先ほどお話に出ましたように、基本的には保全すべき地域であるが、場合によっては、共生区域に移行を認めるということでした。これを非課税にする場合には、基本的に風況がよければ、調整地域を共生区域にするのではなくて、保全地域に共生区域を作るという効果を促進する可能性が高い。特に法律に基づかなくても市町村のイニシアティブで共生区域に、あるいは事業者のイニシアティブで共生区域にできるという制度を残すとすると、なおさらです。それを今回、青森県としてはやりたいのかどうかということです。

これをやりたいとは考えていないかと思うのですが、そうすると、この誘導効果というのが、本当に今回目指している条例の目的と一致するののかということも、より本質的に私は懸念しているところです。

以上の2点です。

(本田議長)

ありがとうございました。

(宮下知事)

よろしいですか。

今、大久保委員のお話を聞いて、そうかと思いました。まず、我々のスタート時点の気持ちを申し上げます。

まず1点目の既存事業者の扱いをどうするかという点で言うと、単に今認められているものは、それなりに地域との合意形成がなされていて出来上がっているという考え方です。そうであれば、わざわざこれから共生区域にする手続を踏まなくても、あるいは、これからやるような合意形成プロセスがなくても、共生区域として認めていいのではないかという程度で考えていました。事前手続と事後手続が矛盾するようなことがあってはダメだということなのであれば、それは共生区域とはせずに、単に無税の区域とはできると思います。

ただ、無税の区域にしてしまうと、今度は制度全体の整合性が取れなくなってしまうのではないかということを懸念しています。それがまず1点目です。

2点目の方は、先生がおっしゃるとおり、私たちは、すすんで保全地域に共生区域を作らせる・促進するということは、基本的には考えていません。そういうことも防ぎながら、調整地域の方に共生区域ができるというようにしていきたいと考えています。

また、佐々木委員から御意見いただいた、景観・歴史・文化への負荷というところも、それは事業の規模と一体だと思っています。事業規模に比例して、それらにも負荷がかかると言えるのではないかと考えました。

(本田議長)

ありがとうございました。

大久保委員、いかがでしょう。

(大久保委員)

ありがとうございます。

基本的には、2点目は、是非そういう方向で考えていただければと思います。今のままだと、先ほど言ったような懸念があるということですので、何らかの方策を考えていただければと思います。

1点目に関しましては、やはり共生区域にしてしまうことは、先ほど言ったような理由から懸念がありまして、従いまして、経過措置で何らかの方法を取る方が望ましいのではないかと私自身は思っております。

ただ、経過措置をどうするかといった時に、既存業者にも課税する方が望ましいというお話もありました。経過措置を今より拡大することに対して、FITで動いている事業ということとの関係で、特別に取り扱うことが可能かどうか、税制の観点から、私には判断がつかないところですので、ここについては、税の専門のお立場から、御意見をいただければと思います。

また、減税に幾つかの更なるメニューを設けるということについても、あり得るのか。例えば、コミュニティが主体となってやっているエネルギーコミュニティに関しては、基本的

に促進策をとるという観点での減税とか、いろいろなメニューがあり得るのかどうかということを含めまして、既存の事業者に対して、過度の負担にならないようにするということが重要な論点だと思いますので、御意見を税の専門の方にお伺いできればと思います。

(本田議長)

ありがとうございました。
いかがでしょうか。

(青木委員)

私も、最初にお話させていただいたときから、既存事業者のところ少しひっかかっていた部分です。私は、4回目からなので、最初の方の先生方の御議論が全然分かっていなかった部分もありますので、ゾーニングについて、理解していない部分があって、立ち退きさせるのかと思っていたのですが、違うのですね。

私は税に関して、ここにいる限りは重税を課すぞという観点で、調整地域の方に移転させることが趣旨だと思っていましたので、ちょっと誤解があったかもしれません。

もう1つ言うと、合意形成がとても大事だということであれば、既存事業者の扱いは、かなりややこしくなることは、大久保委員がおっしゃるとおりだと思います。

(宮下知事)

今、大久保委員からおっしゃっていただいたF I T認定は、公益性があるものだと考えています。国のエネルギー政策に貢献する再エネ事業ということを中心にするのか、どのように既存事業者を救い上げていくのかということは、皆様から御意見をいただいてから、一旦引き取らせていただきたいと思います。

(本田議長)

よろしく願いいたします。
大久保委員、よろしいですか。

(大久保委員)

はい、ありがとうございます。よろしく願いします。

(金子委員)

F I Tと課税の関係につきまして、趣旨があまり把握できていないため、この点は、今後、私の方でも検討させていただきたいと思います。

(本田議長)

錦澤委員、お願いします。

(錦澤委員)

大久保委員が言われた、F I Tとの関係ですが、私の理解ですと、法定外目的税は、基本的に国の政策と大きな齟齬がないという前提があると思います。F I Tは、再エネを国として進めるための政策手段として、固定価格で、決まった金額で20年間買い取るということを約束しているわけです。

それをベースにして、事業者は事業認定、事業の予見性を見て事業をやっているのだから、ここから後に課税をするということになると、かなり反発が出るでしょうし、いわゆる国の政策との整合性というところで、きちんと説明できるのかが心配になるところです。

宮城県での既存事業の扱いはどうだったのかということについて、再度、確認が必要だと思っています。

(本田議長)

ありがとうございました。

(宮下知事)

今のお話で確認ですが、ゾーニングとは関係なしに、既存の事業者は非課税にするということが、普通に考えたら、そちらの方がいいのではないかということが、大久保委員の御意見ということによろしいでしょうか。その時には、なぜ非課税にできるのかということを考えなければいけません。

その一方で、今までゾーニングで整理したこととずれるかもしれないことについて、青木委員は懸念するという理解でよろしいでしょうか。まずはそこまで確認したいです。

(本田議長)

青木委員、よろしいですか。

(宮下知事)

まず、大久保委員に確認したいです。

(大久保委員)

私が気になっているのは、錦澤委員がおっしゃったように、これだけの固定価格でやれるということを日本として制度化していて、その部分を特別に扱うことができるかどうかという、そういう観点でした。

より、私が気になるのは、経過措置として共生区域に入れ込むということは止めた方がいい

いということですが。

(宮下知事)

なるほど、そこまで分かりました。

(青木委員)

再エネ業者に課税しますとした上で、既存のものは非課税にしますというと、知事が御懸念されているとおりで、なぜ非課税なのですか、という根拠を付けなければいけなくなりますので、大変に難しいと思います。

(金子委員)

宮城県は、条例の附則で、既存は不課税とちゃんと明記しています。

宮城県の条例は、基本的に税収が目的ではなく、誘導が目的なので、FITによる国の政策や、既存事業の負担ということは予定していない。誘導するだけの手段です。

そういう意味では非常に明確です。

(宮下知事)

本県と宮城県の違いは、ゾーニングしてしまうということです。宮城県はまずゾーニングがない上での課税で、課税での誘導ゾーニングということが違います。

今日の議論をまとめると、ゾーニングした上で課税するにしても、課税はかなりハードルが高く、既存事業者に過大な負担で課税することは、勿論考えていません。

一方で、課税しない形にしたとしても、少なくとも共生区域は使わない方がいいのではないかと思います。FITならFITで、何らかの措置が必要ということです。

ただ単に課税しないと附則に書いていいかどうかは、機微なところかと思います。その辺りは検討させていただければと思います。

(事務局)

すみません、知事の退出の時間が近いようです。

(佐々木委員)

事実の確認ですが、保全地域、保護地域、調整地域とあるのですが、保全地域と保護地域に入っている既存事業者はありますか。

(宮下知事)

保護地域はないですけど、保全地域はあります。

(本田議長)

よろしいですか。

よろしければ、このあたりで知事は、御退席になります。

(宮下知事)

これから東京に行きます。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

今日はありがとうございました。

(本田議長)

ありがとうございました。

(宮下知事)

大久保委員、青木委員もありがとうございました。

失礼いたします。

(本田議長)

それでは、10分ほど休憩しましょうか。

<休憩>

(本田議長)

それでは、再開したいと思います。

大久保委員からよろしいですか。

(大久保委員)

ありがとうございます。

念のための確認でして、先ほど、私がFITとの整合性というふうにお伺いしたのは、一般にかかわることではなくて、あくまでも既存事業者との関係のみのことでございます。既存事業者がそれを見込んでやっているということはどう考えるかという文脈ですので、これから立地するものについては、特に私も問題ないと考えております。それだけ確認で申し上げておきたいと思っております。

以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、佐々木委員、お願いします。

(佐々木委員)

さっき質問したところで、既存業者は既に、これからの条例のゾーニングマップで保全地域に入っているものがあるということを知りました。

調整地域にあたる既存業者に関しましては、大久保委員の御意見に対して質問になります。

今、計画している条例案だと、調整地域の場合は、まず意見交換会を行い、それから環境影響評価を行い、説明会を行うという条例手続に入るわけですが、これまでは条例がなかったわけです。

共生区域に入ると、協議会の下に事業者が入って、いろいろ地域の合意を図りながら事業自体を進めていくような形になるので、後から共生区域に入ることは、必ずしも問題ではなくて、そちらの方に持っていくことは、むしろ良いことだと思いましたが、その点、委員の御意見をお伺いしたいと思います。

(大久保委員)

すみません、多分、私と佐々木委員の御意見は違いはなくて、まず、前提としては、後から共生区域に移行させるのは、いずれにしてもダメという考え方がある。そうすると既存事業者の配慮をどうするかということについて経過措置でやるしかないので、経過措置で既存事業者の負担を考えるといった時に、どういう理由があるのか？ということが問題になるというお話が、税の専門家の委員方からありました。それを考えた時に、FITの特殊性というのがその理由になるのかどうかということが私には判断しかねた。そうではないとすれば、他の理由が必要だけれども、それよりも後から共生区域にすることは、合意形成をやっていないければ無理だと思います。

施設ができる前に行う手続きですので、作った物について、例えば、10基を5基にしましょうという変更はできないし、意見聴取もできない。今後の事業に関してやるということであればあり得るかもしれませんが、今ある既存の設備についてということになると、ほぼできないのではないかという趣旨です。

(佐々木委員)

既存の業者に関しては、このような税も含めた新しい条例なので、経過期間の中で共生区域に移していくことは難しいのでしょうか。

(事務局)

事業者によって、事情が変わると思っていまして、共生区域になるということは、やはり地域の合意を得て、あと市町村が求めるような地元貢献などもできて、初めて共生区域にな

るわけですから、既存の事業者が、それができるのかどうかというところは、やはり問題になる部分があるのではないかと考えています。

(本田議長)

おそらく、実態を考えると、それほどケースとしてはないと思います。本当に悪質な業者がいて、撤去した方がいいという話がないとも限らないです。そこまで考えるかどうかだと思います。

今、特定されているのは、そこまでいくところはあまりない。ただ、この範囲ではないですけど、小型風力の事業者は故障しても撤去せずそのままにしている場合がある。

いかがでしょうか。

青木委員、お願いします。

(青木委員)

ちょっと迷いはまだありますが、保全地域にあるものも、非課税にするということは、税の観点からすると、根拠をつけないと不公平になるということになります。

その点でいうと、保全地域に既にある施設は課税をしますということが一番分かりやすく公平に見えるやり方です。

その上で、何が引っかけかということ、やはり私有財産といいますか、かなりの経費をかけて設置されたものを動かすということに対して、税で圧力をかけていいのか。実際にかけるかどうかは別にして、この時点でかけていいのかということ、行政の裁量にかかるかもしれないと思いますので、1つの案ですけれども、保全地域は基本的に課税します。ただし、先ほど大久保委員がおっしゃった、経過措置で、当面の間、何年になるか、これは時限立法だと思いますけど、5年間ぐらい猶予しておくので、そのうちに移転して欲しいというような方向で条例を作ることは、公平性の観点から説明しやすいと思います。

以上です。

(本田議長)

ありがとうございます。

なかなか、事務局は頭が痛いですが、先ほど、私の方から事務局にお願いしたのは、今日、この議論をこの場で全て解決するのは、そう簡単ではないと思います。

委員の先生方から、会議が終わった後でも構いませんので、コメント等があれば事務局に寄せていただいて、次回の会議の前にメールなり、何等かの形でコミュニケーションをとっていただくということをお願いしました。

そういうことで、よろしいでしょうか。

それでは、よろしかったら、事務局の方に司会をお返ししたいと思います。

(司会)

委員の皆様、活発な御議論をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第2部及び本日の会議を終了いたします。

なお、第5回の会議につきましては、10月下旬から11月上旬の開催を予定しております。
詳細については、別途、事務局から御連絡させていただきます。

本日は、長時間にわたりどうもありがとうございました。